

独立行政法人労働者健康福祉機構の
中期目標期間の業務実績の最終評価結果

平成21年8月27日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1 中期目標期間（平成16年4月～平成21年3月）業務実績について

（1）評価の視点

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）は、特殊法人労働福祉事業団が平成16年4月1日に新たに独立行政法人として発足したものである。

本評価は、平成16年4月に厚生労働大臣が定めた第1期中期目標期間（平成16年度～平成20年度）（以下「中期目標期間」という。）が終了したことに伴い、同期間全体の業務実績について評価を行うものである。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、各年度の業務実績の評価において示した課題、さらには、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）（以下「整理合理化計画」という。）、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見等も踏まえ、最終評価を実施した。

（2）中期目標期間の業務実績全般の評価

機構の目的は、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図る等により労働者の福祉の増進に寄与することであるが、この目的を達成するため、機構は労災病院等の療養施設、健康診断施設、産業保健推進センター、リハビリテーション施設等の設置及び運営の事業をはじめとして、産業保健関係助成金支給事業、未払賃金立替払事業など、国の労働福祉政策等に密接に連携した多様な事業を効率的に運営していかなければならない。

労災疾病等に関する研究・開発については、平成16年度に労災疾病等12分野について、分野ごとに中核病院を定め、労災疾病研究センターを設置し、体制を整備した上で計画に沿って研究・開発を行ってきた。さらに、アスベスト疾患という社会的問題に即応し、平成18年度には、労災病院グループの蓄積された医学的知見を踏まえ、新たにアスベスト関連疾患分野を立ち上げるなど社会情勢に柔軟に対応しつつ研究・開発を進め、平成19年度に労災疾病等13分野（「アスベスト関連疾患分野」、「勤労者のメンタルヘルス分野」、「業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死）分野」等）のすべてについて研究成果を取りまとめた。そして、その研究成果について、冊子・出版物等の発行のほか、国内外への学会・学術誌発表を実施するとともに、行政機関等へ情報提供を行い、産業保健推進センター等と連携しつつ研究成果の普及に努めるなど、当該分野におけるわが国のモデル医療等の発展に貢献していることは高く評価できる。

第2期中期目標期間（平成21年度～平成25年度）においても、引き続き、労災疾病等に係るモデル医療の研究・開発を進め、さらに成果をあ

げるとともに、効果的な普及を図るべく、より一層の努力を期待する。

産業保健関係者への取組については、産業保健推進センターにおいて、事業効果を把握するための実態調査等に基づき、研修・相談の質及び利便性の向上に努めるとともに、母性健康管理等の新たなテーマの研修を積極的に実施するなどにより、産業保健関係者の知的資本の蓄積が図られているものと評価できる。また、産業保健推進センターを中心に、新潟県中越地震、能登半島地震などの災害発生時における被災者及び地域の事業主等に対する健康相談体制を整備するとともに、アスベスト問題についても、産業保健関係者及び労働者等に対する相談体制を整備するなど、社会情勢に迅速かつ適切に対応したことは高く評価できる。

中期目標期間中に収支相償を目指すこととされている労災病院については、中期目標期間の最終年度に当たる平成20年度は、年度当初から各病院長との個別協議を重ね、機器整備等の投資的経費についても計画的な抑制を図るなど、より効率的な医療の提供を指示するなどの取組を図った結果、労災病院の収支面においては改善を見たが、世界的な金融危機に伴う厚生年金基金資産減少などの外的要因による影響から、当期損益は▲43億円に止まったところである。ただし、外的要因を除く医業活動に限ると当期損益は▲7億円まで改善していること、中期目標期間中に損益が148億円改善していることから、収支相償に向けた医業活動上の努力は着実に成果をあげたと言える。

これらを踏まえると、中期目標期間の業務実績については、機構の設立目的に沿って、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意した取組が必要である。

- ① 労災病院事業については、労災病院グループが勤労者医療の中核的な役割を果たす医療機関であるとともに、地域医療の中核的医療機関でもあることから、地域の医療機関等に対し、積極的に労災疾病等に関する研究成果の普及を図るとともに、地域の実情及びニーズを踏まえた地域医療連携を一層強化することにより、特色ある医療の提供を行うことが必要である。
- ② 労災病院の財務内容については、医療の質の向上及び安全の確保との両立を図りつつ、中期目標期間を通して、バランススコアカード等の活用により、内部予算管理を進めてきた結果、一定の成果がみられたところである。今後とも、これらの制度の活用を図るなどにより、財務内容を分析し、収入確保・支出削減策を策定するなど、これまでで

上の改善と工夫を行うことが必要である。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、次の2のとおりである。また、個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

2 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化について

組織・運営体制の見直しについては、理事長メッセージを全職員に対して配布する等により、職員へ経営方針の浸透を図るほか、経営改善推進会議を開催し、各病院に対して経営実績と経営目標を対比した指導をした。また、4月及び5月の実績に基づき年間収支を推計し、年度計画達成に懸念のある病院との個別協議を行うなど経営指導体制を強化し、各病院での経営課題の明確化、経営改善に関する企画力や知識の向上等を図りつつ、中期目標期間を通して、本部指導の下、経営改善に向けた取組を進め、抜本的な経営改善の推進を図り、業務運営の効率化を実施した点は評価できる。

また、医師を除く職員給与のカットを継続するとともに、施設別業務実績の勤勉手当への反映、管理職手当からの年功的要素の排除、管理職に対する個人別役割確認制度の徹底等の取組を行ったことは評価できる。とりわけ、人件費削減の一方で、職員の総合満足度及び看護師離職率が中期目標期間を通して改善していることは評価できる。今後とも、職員への経営方針の一層の浸透を図るとともに、職員のモチベーション及びモラルの維持・向上に留意しつつ、組織全体の効率化、活性化の実現に向けた経営改善の取組を強固に続けていくことを期待する。

一般管理費及び事業費については、人件費等の様々な節減に取り組んだ結果、平成20年度において、平成15年度と比較してそれぞれ15.1%、11.0%に相当する額を削減し、中期目標で定める一般管理費15%減、事業費5%減を達成した。また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについても5年間で交付金率を5ポイント低下させるという中期計画の目標数値を達成した。今後とも、事業運営の効率化を図り、一般管理費・事業費及び交付金率の節減に一層努力することを期待する。

労災病院の再編については、地域医療の確保、受診患者の診療・療養先の確保、職員の雇用の確保及び移譲先の地元関係者等に最大限の配

慮を行うなど、円滑に処理した結果、「労災病院の再編計画」に沿った廃止・統合を完了したことは評価できる。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について

① 業績評価の実施、事業実績の公表

業績評価の実施については、外部有識者で構成される業績評価委員会による業績評価結果の公表及び電子メールによる意見・評価を募集し、業務の改善に反映させるとともに、バランススコアカードの手法を用いた内部業績評価の一層の定着を図りつつ、管理職に対する個人別役割確認制度の徹底、バランススコアカードの精度向上を図るためのS W O T分析の実施など、提供するサービス・業務の質の向上につながる取組を実施しており、評価できる。今後もこれらの制度を十分に活用し、更なる業務の質の向上につながる取組を期待する。

② 勤労者医療の中核的役割の推進

ア 労災疾病等の研究・開発及びその成果の普及の推進

労災疾病等に係る研究開発については、平成16年度に労災疾病研究センターを中心として研究・開発体制の整備を行い、平成18年度には新たにアスベスト関連疾患分野を立ち上げるなど社会情勢に柔軟に対応しつつ研究・開発を進め、平成19年度に労災疾病等13分野のすべてについて研究成果を取りまとめた。研究成果については、平成20年度を中心に、冊子・出版物等の発行のほか、国内外の学会・学術誌への発表を実施するとともに行政機関等へ情報提供を行い、産業保健推進センター等と連携しつつ、積極的な研究成果の普及を図るなど、当該分野におけるわが国のモデル医療等の発展に貢献していることは高く評価できる。また、中期目標期間最終年度（平成20年度）において、インターネットアクセスを10万件以上得ることとしていたところ、20万件を超える実績をあげており、機構の研究成果について、社会に広く普及が図られたことも高く評価できる。今後は、外部研究費の獲得を図るなどにより当該分野の研究開発の成果について外部からより高い評価を得られるよう、一層の努力を期待する。

イ 勤労者に対する過労死予防等の推進

勤労者に対する過労死予防、メンタルヘルス不全予防及び治療、勤労女性の健康管理対策については、利用者の利便性の向上を図るため、時間外、休日の指導・講習会の実施及び企業等への出張指導・講習会の実施に取り組むなど、利用者のニーズに応えつつ、事業展開を行っ

た結果、中期目標の数値目標を達成したことは評価できる。また、各勤労者予防医療センターを中心とした調査研究も実施し、過労死予防等に係る研究成果について学会発表等を行ったことも評価できる。今後も引き続き、各取組の効果の検証を行いつつ、利用者にとってわかりやすい指導・相談を実施するとともに、過労死予防の推進について、機構の社会における更なる貢献のあり方を明らかにしつつ、研究成果についても国際的な評価が得られるよう、一層の取組を期待する。

ウ 勤労者医療の地域支援の推進

勤労者医療の地域支援の推進については、中期目標期間を通して患者紹介をはじめとする労災指定医療機関等との連携強化、モデル医療の普及、高度医療機器の受託検査の実施等に積極的に取り組んだ結果、中期計画で定めるこれらの数値目標を全て達成するとともに、平成16年度には3施設であった地域医療支援病院は、平成20年度には12施設に、地域がん診療連携拠点病院は、4施設から11施設にそれぞれ拡大し、地域における勤労者医療の中核病院としての評価を高めたものと認められる。

エ 高度・専門的医療の提供

高度・専門的医療の提供については、初期研修医集合研修や臨床研修指導医講習会の開催、労災看護専門学校における新カリキュラムの導入等の取組を進め、中期目標期間を通して優秀な人材の確保・育成に努めた。また、救急患者受入体制の強化などによる急性期医療への対応、高度医療機器の計画的整備等による専門的治療の積極的推進及びクリニカルパス活用、DPC導入による医療の標準化を推進したほか、医療安全確保のための改善計画書の策定、労災病院間医療安全相互チェックの実施、医療事故・インシデント事例のデータの収集・公表など、良質で安全な医療の提供に資する取組を実施した。これらの取組の結果、中期目標期間を通して、患者満足度について目標を上回る実績をあげたことは評価できる。

オ 行政機関等への貢献

行政機関等への貢献については、国が設置する委員会等に労災病院医師が積極的に対応し、情報提供等の協力を行うとともに、アスベストによる健康被害に対しては、アスベスト健診や相談対応に取り組んだほか、医師に対する石綿関連疾患診断技術研修の実施及び労災認定に必要な石綿小体の計測等、行政機関からの要請に応じて積極的に取り組み、この問題におけるわが国の指導的立場を維持・強化したことは大いに評価できる。また、新型インフルエンザについても体制整備等

の取組を行ったことにより迅速に対応できたことは評価できる。今後とも、労災疾病等に関する研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見を最大限に活用しつつ、行政のニーズや社会情勢に対し、積極的かつ迅速に行うことを期待する。

カ 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、患者の状況に応じた在宅就労支援プログラムの実施及び車いす、自動車関連機器の改造等きめ細やかな対応に努めるとともに、MSW（メディカルソーシャルワーカー）等の活用により、職場復帰等の支援を行い、中期目標期間を通して医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上を確保するなど、中期目標以上の実績を維持し続けた点は評価できる。今後も、地域との連携を密にし、更に職場・自宅復帰を進めることを期待する。

③ 健康診断施設の運営

海外勤務者の健康管理支援事業については、満足度調査において中期目標期間を通して、目標数値を上回ったほか、同調査を踏まえ、海外医療相談コーナーの設置、海外の最新医療情報・生活情報の提供を行うなど、利用者のニーズに応え、サービスの向上を図ることにより、海外派遣者の健康維持管理に貢献したことは評価できる。また、新型インフルエンザについては、平成17年度から、新型インフルエンザ対策マニュアル検討セミナーを開催するなど先駆的に取り組むとともに、その蓄積された知見を踏まえた「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」の策定、医師の派遣等を行うなど社会に対して大きな貢献を行った。今後は、整理合理化計画等に基づく業務の廃止決定を踏まえ、蓄積された知見等の活用に向けて配慮することが望まれる。

④ 産業保健関係者に対する研修又は相談、情報の提供、その他の援助

産業保健関係者に対する研修又は相談については、産業保健推進センターにおいて、事業効果を把握するための実態調査等に基づき、利便性の向上に努めるとともに、ニーズに応じた新たなテーマの研修を実施するなどにより、研修、相談の質及び利便性の向上に努めた結果、中期目標に掲げられた数値目標を上回る実績をあげていることは評価できる。とりわけ、ホームページを通しての情報提供については、内容の充実により、アクセス件数が中期目標期間において約450万件に達したことは評価できる。また、中期目標期間中、同センターを中心に、新潟県中

越地震、能登半島地震などの災害発生時における被災者及び地域の事業主等に対する健康相談体制を整備する等により対応したほか、アスベスト問題についても、産業保健関係者等に対する相談体制を整備するなど、社会情勢に迅速かつ適切に対応したことは高く評価できる。今後とも、産業保健関係者等に対する情報提供について、より積極的に取り組むとともに、業務の一層の効率化等を図ることを期待する。

⑤ 助成金事業

助成金事業については、助成金の効果的・効率的な支給のため、申請受付期間の延長、支給回数の増加、申請様式のプレプリント化などにより、助成金支給までの事務処理の短縮が図られ、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金について、中期目標期間4年目にして中期目標に掲げられた数値目標を上回る実績をあげ、最終年度においてもその実績を維持していることは評価できる。また、自発的健康診断受診支援助成金についても、平成19年度及び平成20年度においては予算枠超過による遅延という事情があったものの、そうした事情を除けば中期目標期間を通して目標数値を上回っている。その他、支給対象事業場に対する実態調査、不正受給が発覚した場合の事業所名公表などにより、不正受給の防止に努めていることも評価できる。今後は、助成金事業の効果の把握に一層努めるとともに、更なる業務の迅速化に向け工夫を行うことを期待する。

⑥ 未払賃金の立替払事業

未払賃金立替払事業については、審査マニュアル等を作成し、研修等で活用するなど審査事務の標準化に努めるとともに、支払回数の増加等を行った結果、請求書の受付から支払までの期間を短縮させ、審査体制の強化、審査事務の効率化を図ったことは評価できる。とりわけ、平成19年度の大型倒産事案の発生、平成20年度の経済情勢の急激な悪化による立替払請求件数の急増という事態に直面したにもかかわらず、中期目標の数値を上回ったこと、さらに、立替払金の求償については、求償通知の送付や弁済督促、差押命令の申立てなど、立替払金の求償においてきめ細やかな対応を行い、全ての事案について通知又は申立てを行っていることは評価できる。

⑦ リハビリテーション施設の運営

リハビリテーション施設の運営については、入所者ごとの社会復帰プ

プログラムの作成、定期的なカウンセリング等により、平成18年度以降社会復帰率が中期目標の数値を上回るとともに、外部の有識者等からなる懇談会の提言を踏まえ、北海道・広島両作業所の廃止を決定し、在所者の退所先の確保を図りつつ計画どおり廃止したことは評価できる。今後は、整理合理化計画等を踏まえ、在所者の退所先の確保を図りつつ、縮小廃止に計画的に取り組むことを期待する。

(3) 財務内容の改善等について

① 労災病院について

労災病院については、中期目標期間を通して148億円の損益改善が行われていることは評価できるが、平成20年度の当期損益は▲43億円に止まった。ただし、同年度は、世界的な金融危機に伴う厚生年金基金資産減少という外的要因による影響を除いた医業活動に限ると▲7億円まで改善しており、収支相償に向けた医業活動上の努力は着実に成果をあげたと言える。今後も、良質な医療サービスの提供に十分配慮しつつも、収支改善のための具体的な方策を策定し、経営基盤の確立に向けた取組を一層強力に実施することが必要である。

② 人事、施設・設備に関する計画

労災病院間派遣交流・転任推進制度を導入し、看護職や医療職の積極的な人事交流を行い、職員の適正配置及び活性化を図ったこと、教育研修のカリキュラムの充実などによる能力開発を図ったこと及び院内保育所を14箇所の方災病院に置くなど仕事と家庭の両立のための支援制度の実施を図ったことなど、意欲的な取組が行われている点は評価できる。また、運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数について、計画どおりに削減を行い、効率化を図っていることは評価できる。引き続き、人事交流の積極的な実施、体系的な研修等の実施により職員の活性化を図るとともに、優秀な人材の確保に一層努力することを期待する。